

○公益社団法人全国市有物件災害共済会定款

平成 24 年 11 月 1 日制定
令和 5 年 6 月 28 日一部改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、安定的な住民生活に必要不可欠である公有財産等の災害による損害に対する救済及び災害による損害の防止並びに住民の防災意識の向上を図る事業等を実施することにより、もって地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 火災、水災、震災その他の災害に因る市又は市が設置する一部事務組合等が所有、使用又は管理している財産の損害に対する相互救済事業（地方自治法第 263 条の 2 に規定する相互救済事業をいう。）

(2) 防災に係る調査研究及び普及啓発事業

(3) 消防・防災施設整備事業等資金融資事業

(4) 防災専門図書館事業

(5) 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

(6) 日本都市センター会館事業

(7) 道路賠償責任保険取扱等市の利便に資する保険手続きに関する事業

(8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第 3 章 会員

(会員)

第 5 条 本会の会員は、第 3 条に定める目的に賛同して入会した市とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする市は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、代表理事の承認を受けるものとする。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 市が廃止されたとき。

第4章 総会

(構成)

第10条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 多額の借財の決定。ただし、災害共済金に充当するものを除く。
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 総会は、法令及びこの定款に別に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 前項の請求をした会員は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、総会の招集をすることができる。

(1) 請求の後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 請求のあった日から 6 週間以内の日を総会の日とする招集の通知が發せられない場合

4 第 1 項又は前項の規定により総会を招集する者は、会議の日時、場所、目的その他法令で定める事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の 2 週間前までに、会員に通知を發しなければならない。

5 総会を招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を發することができる。

(電子提供措置)

第 13 条の 2 本会は、総会の招集に際し、会議の日時、場所、目的その他法令で定める事項を記載した書面の内容である情報について、少なくとも開催の日の 3 週間前又は前条第 4 項の通知を發した日のいずれか早い日から総会の日後 3 か月を経過するまでの間、電子提供措置をとるものとする。

(議長)

第 14 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、総会の議長は、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第 15 条 総会における議決権は、1 会員につき 1 個とする。

(定足数)

第 16 条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び議長の指名する出席した理事1人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員及び会計監査人の設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上21名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち3名以内を代表理事とする。

3 本会に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第20条 理事は、会員である市の市長、副市長若しくは職員又は本会が行う事業に関し学識経験のある者の中から、総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会が行う事業に関し学識経験のある者の中から総会の決議によって選任する。

4 会計監査人は、公認会計士又は監査法人の中から総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長、1名を理事長職務代理者、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長、理事長職務代理者及び常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(3) 理事が不正行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告すること。

(4) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、第1項第3号の報告をするため必要があると認めるときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。ただし、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを要求することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第23条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示し

たもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、再任されることができる。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 25 条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等及び費用)

第 26 条 理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び本会が行う事業に關し学識経験のある者の中から選任された非常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

3 理事及び監事に対しては、その職務に要する費用の支払いをすることができる。

4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(責任の免除又は制限)

第 27 条 本会は、理事及び監事並びに会計監査人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、外部理事（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項第 2 号ロに規定する外部理事をいう。）及び外部監事（同法第 115 条第 1 項に規定する外部監事をいう。）並びに会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

（顧問）

第 28 条 本会に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 本会の重要な事項について、代表理事の相談に応えること。
- (2) 議長の承認を得て総会又は理事会に出席し、参考意見を述べること。

3 顧問は、本会の行う事業に関し学識経験を有する者の中から、理事会において選任する。

4 顧問は、無報酬とする。

5 顧問に対しては、その職務に要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 理事会

（構成）

第 29 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定。ただし、災害共済金に充当するものに限る。
- (6) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 31 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、第 22 条第 3 項ただし書の規定により監事が招集する場合又は次項の規定により理事が招集する場合を除く。

2 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面により理事長に招集の請求があったときに、請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、臨時理事会を招集することができる。

3 理事会を招集する者は、会議の日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の理事がこれに当たる。

2 第 22 条第 3 項ただし書の規定により監事が招集する場合又は前条第 2 項の規定により理事が招集する場合の理事会の議長は、前項の規定にかかわらず、招集した理事又は当該理事会において選出する理事がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第 35 条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 21 条第 4 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の出席がないときは、出席した理事及び監事が記名押印する。

第7章 資産及び会計 (事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならぬ。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般的閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要

なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

(会計処理及び財産の管理・運用)

第 41 条 本会の会計処理及び財産の管理・運用の方法は、この定款に定めるもののほか理事会において別に定める。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(設置等)

第 46 条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議によつて、委員会を設置することができる。

2 前項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 第 1 項の委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 47 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 11 章 公告の方法 (公告の方法)

第 48 条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(設立の登記の日 平成 24 年 11 月 1 日)

- 2 本会の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

阿部孝夫	稻葉信義	老月邦夫	岡本雅博	小澤正明
加賀谷久輝	金指健司	岸本泰三	北山啓三	小柴善博
住田代一	高瀬善朗	長野和幸	西井洋史	橋本耐
林繁美	松崎茂	丸口邦雄	三宅吉彦	山崎一樹
由木文彦				

監事

遠藤幸子

- 3 前項の理事が本会の設立の登記日前又は登記日から最初の総会までの間に、理事の就任ができなくなった場合については、次に掲げる者を前項の理事の補欠者とする。

理事補欠者

伊藤敬幹（稻葉信義の補欠者）	井上唯文（小澤正明の補欠者）
江本均（松崎茂の補欠者）	岡田輝彦（三宅吉彦の補欠者）
川島司（由木文彦の補欠者）	鈴木重之（橋本耐の補欠者）
砂田慎治（阿部孝夫の補欠者）	相馬政美（加賀谷久輝の補欠者）
谷晃（丸口邦雄の補欠者）	玉田敏郎（小柴善博の補欠者）
千脇秀樹（西井洋史の補欠者）	野見山勤（山崎一樹の補欠者）
長谷川明彦（高瀬善朗の補欠者）	前澤保（老月邦夫の補欠者）
松本典久（岸本泰三の補欠者）	村上龍一（北山啓三の補欠者）
山内晃（伊藤敬幹の補欠者）	山田充彦（金指健司の補欠者）
矢野巧（長野和幸の補欠者）	肆矢秀夫（住田代一の補欠者）

- 4 本会の最初の代表理事は、阿部孝夫、岡本雅博及び北山啓三とする。
5 本会の最初の会計監査人は、清泉監査法人とする。

6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、令和5年6月28日から施行する。